

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場における水銀剤使用について（再報告命令）

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場における使用が禁止されている有機水銀剤の使用について、農林水産省は平成 20 年 10 月 3 日付けで農薬取締法第 13 条の規定に基づき報告命令を発出し、平成 20 年 10 月 24 日付けで東京大学より報告を受けました。農林水産省は、報告書の内容を精査した結果、本日付けで再度今後の再発防止策の実施及び改善状況等に係る報告命令を東京大学総長に対し発出しました。

報告書の概要

- ・ 既に判明している種もみ及び果樹苗木への使用に加え、新たに、陸稲の栽培研究（2005 年～2008 年）及び弥生キャンパスほ場での実験（2005 年～2007 年）における、種もみへの水銀剤の使用を確認。収穫された米は廃棄済。
- ・ 大学内の農場で収穫された米（2007 年及び 2008 年産）及び野菜・果実 18 品目（2008 年産）、並びに井戸水を分析したところ、水銀は不検出。
- ・ 土壌中の水銀含有量は、分析中（11 月中旬に結果が判明する見込み）。
- ・ 1997 年から 3 年間に実習田で水銀剤を使用して生産された米の販売総量は約 9 t。
- ・ 大学内で確認作業を行う過程で、パラチオン剤を含む使用禁止農薬の保有を確認（使用されていないことを確認済）。

東京大学に対する報告命令の発出

提出された報告書の内容を精査した結果、代替剤がある中で水銀剤の使用に至った要因の解明を実施した上で、適切な再発防止策を講じるとともに、農薬の適正使用に関する指導状況及び保管・管理に係る改善策等について報告させる必要があると判断しました。

以上のことから、本日、東京大学に対し、再発防止策の実施及び改善状況等について、農薬取締法第 13 条の規定に基づき、再度報告命令を発出しました。

- ・ 大学内で水銀剤を使用するに至った要因及びその要因に基づいた再発防止策
- ・ 農薬を取扱う教職員及び学生に対する、法令の理解と遵守の徹底のための方策及び今後の指導計画
- ・ 農薬の保管・管理に係る改善策
- ・ 水銀剤の残液の廃棄地点において採取した土壌の分析結果
- ・ 今回新たに保管が確認された使用禁止農薬の処分状況
- ・ 陸稲での栽培研究及び弥生キャンパスにおける水銀剤使用の詳細

〈参考〉平成20年10月3日付けプレスリリース「東京大学大学院農学生命科学研究科
附属農場における水銀剤使用について」

お問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：農薬指導班 仲田、坂口

代表：03-3502-8111（内線4500）

ダイヤルイン：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>